

(5) 第十四条による除名処分。

第十三条 この会には、年一回学術大会を主宰するために会長を

一名おく。

1 この会は学術大会を毎年一回開催し、学術集会は隨時開催する。

2 会長は、理事会の推薦により、通常総会毎に理事長が委嘱する。

3 会長の主宰する学術大会は、この会の通常総会と同時点で開催することを原則とするがやむを得ない事情のある場合は評議員会または総会の承認を得て変更することができる。

4 会長の任期は、学術大会を議決した通常総会の翌日から次の学術大会を終了するときまでとする。

5 会長は必要に応じ理事会に出席しこれと密接な連絡のものとに計上予算を勘案して企画運営する。

6 会長に事故あるとき、または欠けたときは新に会長を委嘱するまで理事長がその職務を代行する。

7 会長は、学術大会関係事務を委嘱するために、会員のうちから学会委員若干名を選任することができる。

8 学術集会は、随事理事長主宰のもとに開くことができる。

文部省科学研究費学術定期刊行物補助金を受ける

本誌は昨年度にひきつづき文部省の科学研究費補助金の交付を受けて刊行している。

『日本医史学雑誌』投稿規定

一 投稿資格

原則として本会会員とし、内容は他誌に未発表のものに限る。

二 原稿の採否

原稿の審査は編集委員会の委嘱した審査委員が行い、採否および区分（原著・総説・研究ノート・資料・書評等）は編集委員会で決定する。

三 執筆要項

a 原稿は二〇〇字または四〇〇字詰め原稿用紙に縦書きのこと。

b 原著・総説・研究ノートの場合は、和文の表題、著者名のつぎに欧文表題、ローマ字著者名を記し、原稿に

おいては欧文抄録（二〇〇～二〇〇語）を添えること

c 難字は欄外にもかい書で別記すること。

d 外国人名や外国地名はよく知られたもののはかは、初出の個所にその原綴り、またはローマ字転写を示すことが望ましい。

e 論文の末尾に著者の所属または連絡先を記載すること。図表は明瞭に書き、挿入位置を原稿中に明示すること。

f g 写真は原則として白黒の紙焼きとし、挿入位置を原稿中に明示すること。また写真的裏には著者名、図表番号、天地を明記すること。

h 欧文論文はダブルスペース（一行おき）でタイプし、